

凡 例

1. 本名簿は、秋田県建設コンサルタント業務等入札制度実施要綱第2条の規定に基づき建設コンサルタント業務等入札参加資格審査申請書の提出のあった業者について審査を行い、有資格となった者を記載したものである。
2. 名簿の記載内容については、次のとおりである。
 - ① 登録番号 : 秋田県における整理番号である。
 - ② 所在地 : 県内業者については本社所在地の地域振興局所管区域、県外業者については本社の所在地の都道府県である。

【測量】

- ① 申請者資格 : 測量法（昭和24年法律第188号）第55条第1項の規定による登録を受け、審査基準日の直前の2営業年度内において測量業務の実績があり、かつ測量士又は測量士補を3名以上（うち測量士2名以上）有すること。
- ② 表 示 : 業務を3つに細分し、秋田県内に測量法の登録を受けている営業所がある場合は◎、秋田県以外の東北管内にある場合は○、東北管外にある場合は●印で明記した。
- ③ 技術者保有状況 : 測量法による登録を受けた「測量士」、「測量士補」を明記した。

【土木関係建設コンサルタント】

- ① 申請者資格 : 建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）第2条第1項の規定による登録を受け、審査基準日の直前の2営業年度内において土木関係建設コンサルタント業務の実績があること。

- ② 表 示 : 登録規程で示している 21 部門 (詳細別紙) の中で、秋田県内に登録規程の登録を受けている営業所がある場合は◎、秋田県以外の東北管内にある場合は○、東北管外にある場合は●印で明記した。
- ③ 技術者保有状況 : 技術士法による「技術士」、(一社) 建設コンサルタント協会による登録を受けた「RCCM」、(公社) 日本コンクリート工学会による登録を受けた「コンクリート診断士」、建築士法による「一級建築士」、(公社) 土地改良測量設計技術協会が認定する「農業土木技術管理士」、(一社) 日本森林技術協会が認定する「林業技士」を明記した。同一者が複数の資格を保有している場合は、重複して明示している。

【建築関係建設コンサルタント】

- ① 申請者資格 : 建築士法 (昭和 25 年法律第 202 号) 第 23 条第 1 項の規定による建築士事務所登録を受け、審査基準日の直前の 2 営業年度内において建築関係建設コンサルタント業務の実績があること。
- ② 表 示 : 業務を 3 つに細分し、秋田県内に建築士事務所登録を受けている営業所がある場合は◎、秋田県以外の東北管内にある場合は○、東北管外にある場合は●印で明記した。
- ③ 技術者保有状況 : 建築士法による「一級建築士、二級建築士又は木造建築士」を明記した。同一者が複数の資格を保有している場合は、重複して明示している。

【補償コンサルタント】

- ① 申請者資格 : 補償コンサルタント登録規程（昭和59年建設省告示第1341号）第2条第1項の規定による登録を受け、審査基準日の直前の2営業年度内において補償コンサルタント業務の実績があること。
- ② 表 示 : 登録規程で示している8部門（詳細別紙）の中で秋田県内に登録規程の登録を受けている営業所がある場合は◎、秋田県以外の東北管内にある場合は○、東北管外にある場合は●印で明記した。
- ③ 技術者保有状況 : (一社)日本補償コンサルタント協会が付与する「補償業務管理士」、建築士法による「一級建築士又は二級建築士」、不動産の鑑定評価に関する法律による「不動産鑑定士又は不動産鑑定士補」、土地家屋調査士法による「土地家屋調査士」、司法書士法による「司法書士」、官公庁等に勤務し、公共用地の取得業務に従事した実績がある「公共用地経験者」を明記した。同一者が複数の資格を保有している場合は、重複して明示している。

【地質調査】

- ① 申請者資格 : 地質調査業者登録規程（昭和52年建設省告示第718号）第2条第1項の規定による登録を受け、審査基準日の直前の2営業年度内において地質調査業務の実績があること。
- ② 表 示 : 秋田県内に登録規程の登録を受けている営業所がある場合は◎、秋田県以外の東北管内にある場合は○、東北管外にある場合は●印で明記した。
- ③ 技術者保有状況 : 技術士法による「技術士」、(一社)全国地質調査業協会連合会が実施する検定試験に合格

した「地質調査技士」、職業能力開発促進法による「さく井技能士」を明記した。同一者が複数の資格を保有している場合は、重複して明示している。

【環境調査】

- ① 申請者資格 : 騒音、振動、大気及び水質調査部門については、計量法（平成4年法律第51号）第107条の規定による計量証明事業の登録を受け、審査基準日の直前の2営業年度内において当該環境調査業務の実績があること。上記以外の部門については、審査基準日の直前の2営業年度内において当該部門の環境調査業務の実績があること。
- ② 表 示 : 業務を7つに細分し、秋田県内に計量証明事業の登録を受けている営業所がある場合は◎、秋田県以外の東北管内にある場合は○、東北管外にある場合は●印で明記した。
- ③ 技術者保有状況 : 技術士法による衛生工学部門の「技術士」、計量法による「環境計量士」を明記した。同一者が複数の資格を保有している場合は、重複して明示している。

3. 本名簿は、令和8年4月1日から適用するものである。

なお、令和8年3月末までに変更届（技術者の人数変更を除く）等を受理したものについては、当該変更等を反映した内容に修正した。